

隣地等への危険度判定基準（別表第 4）

隣地等への危険度判定基準

評価区分		評価内容
1	隣地への影響	次に掲げる要件をいずれも満たすもの (1) 建築物から隣地境界線までの水平距離が当該建築物の高さ以内であること。 (2) 隣地が建築物の最も高い部分より低い位置にあること。 (3) 隣地に現に使用されている建築物が存在していること、又は隣地が多数の人に利用されていること。
2	道路(里道及び生活道路を含む。以下同じ。)への影響	次に掲げる要件をいずれも満たすもの (1) 建築物から道路境界線までの水平距離が当該建築物の高さ以内であること。 (2) 隣接する道路が建築物の最も高い部分より低い位置にあること。
3	河川(水路を含む。以下同じ。)への影響	次に掲げる要件をいずれも満たすもの (1) 建築物から河川境界線までの水平距離が当該建築物の高さ以内であること。 (2) 隣接する河川が雨水排水の受皿となっている等河川としての機能を有していること。